

竹林整備を通しての地域交流、青少年育成事業：一般社団法人みどり福祉会

実施区分	活動内容(時期)	活動の概要、結果	活動によって得られた成果・知見	実施における課題	次年度以降の取組の方向性・スケジュール
合意形成	本事業採択通知(令和2年6月中旬)	・田上町(以下、「町」と表記)へ本事業継続の連絡。	・町担当者から新潟県(以降、「県」と表記)担当者へ連絡すること。		・所有者が見つからない場合、県へ立入り許可申請。
	北陸地区所有者不明土地対策連携協議会への出席(令和2年6月～同年7月29日)	・令和2年6月、町から北陸地区所有者不明土地対策連携協議会(以下、「協議会」と表記)出席の案内。 ・同年7月29日、新潟市で行われた協議会 通常総会へ出席。弊会の本事業について概要を報告。	・本事業報告の際、進捗状況を報告するために補償金額を明示。だが所有者不明土地事業が全国的に少ない中で本事業の補償金額がひとつの基準になる可能性がある。 ・出席していた県担当者へ挨拶。	・所有者不明土地事業には複雑な点が多い。不特定多数に伝わる場合には情報開示範囲に留意する必要がある。	
	周辺住民へ説明(令和2年9月初旬)	・対象地周辺住民4軒へ挨拶及び説明。	・昨年に引き続き周辺住民の理解を得られた。 ・不在の住民には近所の方から説明いただく協力を得た。 ・周辺住民の中では対象地について現状困ることはないが、隣接する住宅敷地へ草木が越境していることを住民とともに確認。		・周辺住民へ名刺を渡した。手続きに動きがあれば随時説明に伺う予定。
	対象地担当区長への説明(令和2年10月初旬)	・本事業について説明をし、了解いただいた。	・令和2年9月初旬から行ってきた周辺住民、担当区長への説明が完了。本事業について引き続き理解を得られた。		
所有者探索	対象地内の立入禁止看板について(令和2年6月下旬～)	・令和2年6月下旬、対象地を現地確認したところ、昨年より設置されていた立入禁止看板が1つ増設され、2つとなっていることを確認。 ・同年7月、町担当者が現地確認。町から立入禁止看板に示された警備会社へ連絡をしたが契約している場所ではないとの回答。町も設置した者について不明。 ・同年9月、周辺住民へ説明を行っていたところ、たけのこが収穫できる春ごろになると出入りしている者がいるとのこと。	・周辺住民によると出入りしている者は近所の住民ではない。立入禁止看板はたけのこが盗まれないように設置したと話していたという。 ・対象地周辺の竹林をすでに管理している民間団体へ問い合わせたが設置した者について不明とのこと。		・弊会では対象地へ出入りしている者の探索は積極的には行わず手続きの中で判明した際に対応する方針とした。 ・対象地は将来民間団体に管理・整備を委託する方針で理解いただいている。
	戸籍収集①(令和2年7月～)	・所有者について戸籍調査。 ・所有者調査のため、戸籍及び戸籍の附票を請求する旨の証明書交付請求書を町へ提出。 ・所有者の本籍地から戸籍を受領。戸籍の附票は当時作成されていなかったため取得不可。	・所有者の出生から死亡までの戸籍を受領。所有者及び所有者の両親の死亡の事実を確認。 ・所有者の配偶者は所有者死亡後転籍。所有者に子どもはいない。 ・戸籍と戸籍の附票では証明書交付請求書をそれぞれ作成し、証明書を添付させそれぞれ公募類の収集をしなければならない。 (証明書交付請求書の添付書類について地域福祉推進事業ガイドライン(令和元年6月 国土交通省土地・建設産業局) p 52 参照)	・1つの公募類につき証明書交付請求書及びその添付書類を整えることは時間と労力を要するため改善を望みたい。	・所有者両親へ戸籍の本籍地を住所と推定して照会文書を書留送付。 ・配偶者の戸籍調査。
	所有者調査についてオンラインミーティング(令和2年9月末)	・ミーティング内容 ①対象地にある立入禁止看板が何者かによって1つ増設されている件 ②所有者の戸籍調査した結果、所有者の両親の死亡が確認できている場合でも、両親へ照会文書を送付する件 ・参加者 国交省・岸様、J M A R・村木様、みどり福祉会・善養寺(事業責任者)、泉(理事)	(国交省回答) ・①現状危害を加えられているわけではないため、看板を立てた者に対して積極的な探索不要。探索する場合には、対象地近辺に弊会の看板を設置させてもらい、看板を立てた者へ接触をはかる。 ・②所有者の両親へ照会文書送付する。	・課題①公募類調査のための証明書について、資料1件につき1通の証明書では手続きに時間がかかる。1件につき1通ではなければいけない理由・根拠 →(国交省回答)ガイドライン及び法務省の通知により手続きが必要と定められている。 ・課題②所有者に係る相続財産管理人の探索方法 →(国交省回答)相続財産管理人が選定された場合、官報に公告または管轄する裁判所内に掲示されるためそこで確認。 ・課題③所有者について戸籍の請求範囲 →(国交省回答)所有者の直系尊属である祖父母の戸籍及び戸籍の附票を確認。祖父母の死亡の事実が確認された場合、第3順位の相続人である兄の探索。兄の死亡は弊会で既に確認済。すべての法定相続人の探索を行い、相続人不存在でかつ相続財産管理人の選定がなされていない場合、所有者不明土地に該当。	・所有者の直系尊属である祖父母の戸籍調査。 ・裁判所へ相続財産管理人の有無問合せ。

実施区分	活動内容(時期)	活動の概要、結果	活動によって得られた成果・知見	実施における課題	次年度以降の取組の方向性・スケジュール
	戸籍調査② (令和2年10月末～11月末)	<ul style="list-style-type: none"> 所有者の配偶者について戸籍調査。(所有者死亡後、他市町村へ転籍していたため) 配偶者調査のため、戸籍及び戸籍の附票を請求する旨の証明書交付請求書を町へ提出。 配偶者の本籍地から戸籍及び戸籍の附票を受領。 	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者の死亡を確認。所有者との間に子どもはいなかった。 配偶者の両親は死亡、弟が県外へ分籍。 	<ul style="list-style-type: none"> 課題①所有者及び所有者の配偶者の両親の死亡を戸籍にて確認。両者の両親へ照会文書を送付するか。また配偶者の弟まで辿るか。 課題②配偶者の戸籍の附票により住所が判明。住民票まで取得すべきか。 課題③配偶者の出生の戸籍まで必要か。 →(国交省回答)課題①～③配偶者血族は対象地の所有者と史料される者に当たらないため、照会文書の送付及び探索不要。	
	対象地近辺に弊会の看板設置(令和2年11月～)	<ul style="list-style-type: none"> 対象地に何者かが立入禁止看板を設置。今年度1つ増設されているのを確認。出入りが見受けられる。 ⇒所有者との関係を調査するため、出入りしている者へ接触をはかる。 方法→対象地近辺の土地を一部借り、弊会の連絡先を記載した看板を設置。 令和3年1月、看板設置について町及び想定設置場所の所有者である周辺住民へ説明、了解いただく。 同年3月、看板設置完了。 	<ul style="list-style-type: none"> 国交省→看板設置期間は所有者探索期間(所有者へ照会文書を送付、自宅を訪問等)を引用し、1か月ほど必要。 上記を受けて町→戸籍収集が完全に終了するまで(1か月以上)設置してはどうかと提案。 国交省及び町からの回答を参考に弊会→今季から春ごろ(出入りしている者がたけのご掘りに訪れる時期)まで約半年間の設置の方針。 		<ul style="list-style-type: none"> 対象地に入出入りしている者との話合いの想定。
	裁判所へ相続財産管理人の照会(令和3年1月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> 登記名義人の相続財産管理人の選定について、管轄する新潟家庭裁判所三条支部に照会。 登記名義人が亡くなった平成9年ごろの記録が電算化前のため、書類での記録を裁判所書記官から確認いただいた。 	<ul style="list-style-type: none"> 確認した結果、相続財産管理人の選定及び相続放棄の申立てはないとのこと。 		
	成果報告会(令和3年2月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> 本事業について有識者、関係者へ成果報告。 	<ul style="list-style-type: none"> 委員からの指摘により、所有者探索は所有者の配偶者の弟まで相続人にあたるとして調査が必要なが判明。 		<ul style="list-style-type: none"> 配偶者の弟の分籍先である東京都へ戸籍の郵送請求。
	戸籍調査③ (令和3年2月中旬～3月初旬)	<ul style="list-style-type: none"> 所有者の直系尊属にあたる祖父母の戸籍調査。 祖父母調査のため、戸籍及び戸籍の附票を請求する旨の証明書交付請求書を町へ提出。 母方、父方それぞれ祖父母の戸籍を受領。戸籍の附票は当時作成されていなかったため取得不可。 	<ul style="list-style-type: none"> 母方、父方それぞれの祖父母の死亡を確認。 所有者の母親は再婚していたことが判明。 		<ul style="list-style-type: none"> 所有者母親の前夫との戸籍調査。
補償金算定		<ul style="list-style-type: none"> ※令和元年度に、境界不確定のまま補償金額の参考見積を実施済み 			<ul style="list-style-type: none"> 次年度境界確定後、地積に変更があった場合、不動産鑑定士へ再鑑定依頼。
事業計画作成					

実施区分	時期	裁定申請までに必要な事項
裁定申請	令和3年3月	所有者の祖父母の戸籍収集、対象地近辺に弊会の看板設置
	令和3年5月	所有者の配偶者の弟(東京都へ郵送請求)、所有者母親の前夫(町外)との戸籍収集
	令和3年9月	県へ立入りの許可申請
	令和3年12月	土地家屋調査士からの境界確認
	令和4年4月	県へ裁定申請

(1) 取組の背景と目的

① 取組の背景・経緯

対象地は新潟県の中心部に位置する南蒲原郡田上町にある。田上町は新潟市に隣接しており、人口およそ1万人で、良質なたけのこ温泉地で有名な土地である。対象地は住宅地近くの竹林で、周囲一帯でたけのこが収穫できる里山となっている。弊会が対象地の存在を知ったのは田上町からの連絡がきっかけであった。当時本事業協力先でもある行政書士事務所と弊会は協力関係にあり、行政書士事務所で身上監護及び財産管理を行っていた男性は本事業対象地所有者の実兄にあたる者だった。対象地の所有者である弟はすでに亡くなっていたため、町は対象地の処置について兄へ相談していた。当時から対象地は管理不全により、伸びきった竹が電線に引っかかってしまい、地域の方々は困惑していた。兄は高齢で管理困難だったため、空き家管理等業務を行っていた弊会が緊急的に業者を手配し対処した経緯があった。

対象地への困惑は周囲の竹林へも影響を与えている。対象地周辺一帯の竹林を以前から管理、整備を行っている田上町内の民間団体からは、対象地が管理不全なため周囲の竹へ日光があたり、成育を阻害される被害があるという。管理不全は現在も続いており、その中で民間団体は継続して周囲の竹林の管理、整備を行っている。対象地を囲む竹林一帯は民間団体が各所有者と契約し、立ち入っている。弊会ではその民間団体と連携し、管理不全となっている対象地の竹林整備を行い、地域交流、青少年育成のためのたけのこ掘り体験等のイベントができるように土地を改善し、利活用したいと考えている。

② 取組の目的

本事業対象地は竹林の整備を行い、地域住民の交流の場、福祉団体の活動の場及び児童、学生の教育の場として対象地一帯をたけのこ掘り体験等の場に利活用するものである。教育の場については、第5次田上町総合計画 後期基本計画（平成29年から令和3年度）にて、幼児教育におけるたけのこ掘り等の自然とふれあうための園外活動が推進されており、本事業の取組みも寄与するものと考えている。

なお、本事業は所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（所有者不明土地法）第2条第3項第6号の緑地にあたる。

(2) 取組の流れ（フローとスケジュール）

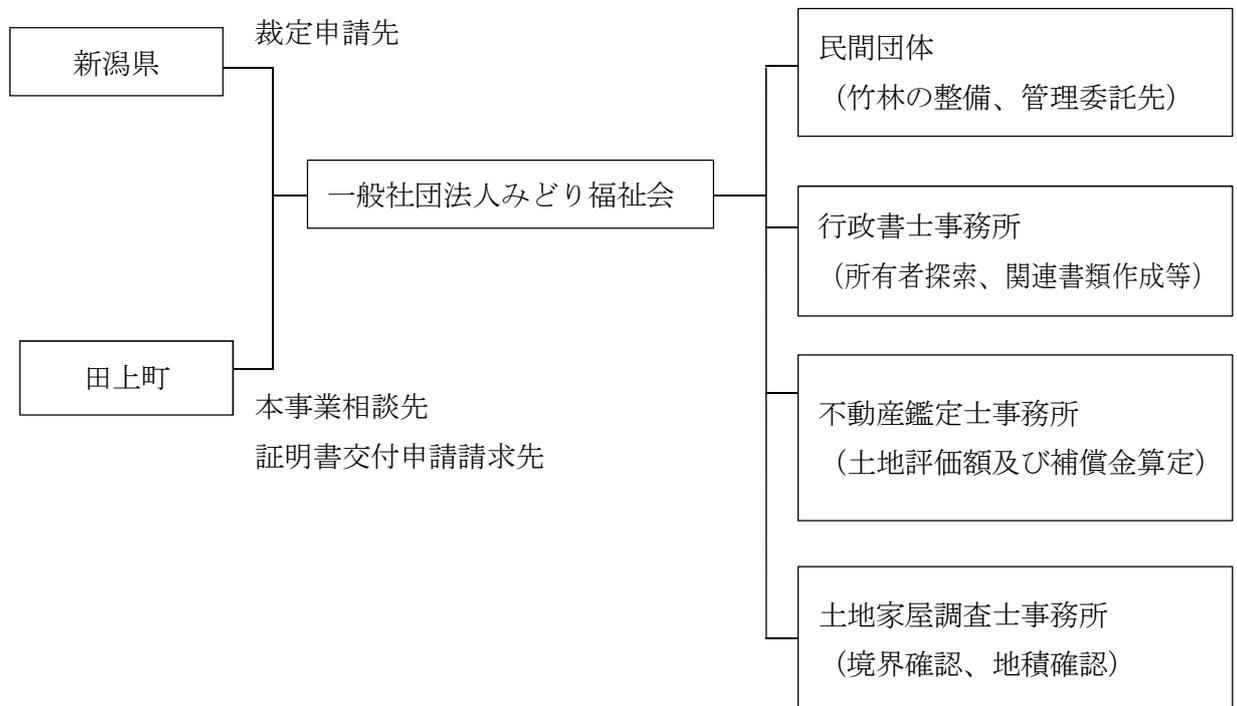
年月	地域での合意形成	所有者探索	補償金算定	事業計画作成/裁定申請	その他
R2.7					北陸地区所有者不明土地 対策連携協議会 へ出席 p17
R2.8		登記名義人の 戸籍調査 p10			
R2.9	対象地周辺 住民へ説明 住民から理解 を得られた				
R2.10		登記名義人の 配偶者の戸籍 調査 p10			
R2.11					
R2.12					・対象地の雪の 影響を確認 ・新潟県行政 書士会での 研修 p17
R3.1	看板設置に ついて周辺 住民へ説明 対象地周辺土 地を所有する 住民へ看板設 置の依頼	相続財産管 理人選定調査 管轄する家庭 裁判所へ登記 名義人の相続 財産管理人選 定の有無を確 認 p11			
R3.2		登記名義人の 祖父母の戸籍 調査 p10			広告会社へ 看板製作・設置依頼
R3.3	看板設置 情報提供依頼 看板設置 p11				

図表1 取組の流れ（イメージ）

(3) 取組の体制

関係各所との進捗状況（令和2年度末時点）

- ①新潟県…令和元年度に田上町とともに県担当者と打合せを行った。以降、弊会の動きは田上町から県へ共有されている。
- ②田上町…令和元年度から本事業の相談先となっており、所有者探索のための証明書交付請求書の申請先となっている。戸籍調査が町外へ及ぶ場合は田上町から各市町村へ調整をいただいている。
- ③民間団体…すでに竹林の管理について打合せ済。
- ④行政書士事務所…弊会と打合せの上、各関係機関への調整、関係書類の作成等を行い、対象地周辺住民への説明を行っている。
- ⑤不動産鑑定士事務所…令和元年度に補償金の算定を行った。登記簿上の地積を参考に算出しており、今後土地家屋調査士からの境界確認で地積が変わった場合、再算出することとなっている。
- ⑥土地家屋調査士事務所…対象地への立入りの許可後、境界確認の実施となる。



図表2 取組の体制

(4) 取組の対象とする所有者不明土地の概要

- ①所 在：新潟県南蒲原郡田上町
- ②対象筆数：1筆
- ③登記地目：原野
- ④地 積：528㎡
- ⑤所 有 者：男性個人名
- ⑥現 況：管理不全の竹林
- ⑦接道状況：車1台が通れる住民の生活道路（赤道）に接道

令和2年度撮影

初夏



積雪により竹がしなり、電線にかかっている。

冬季時



図表3 土地の現況写真

初夏

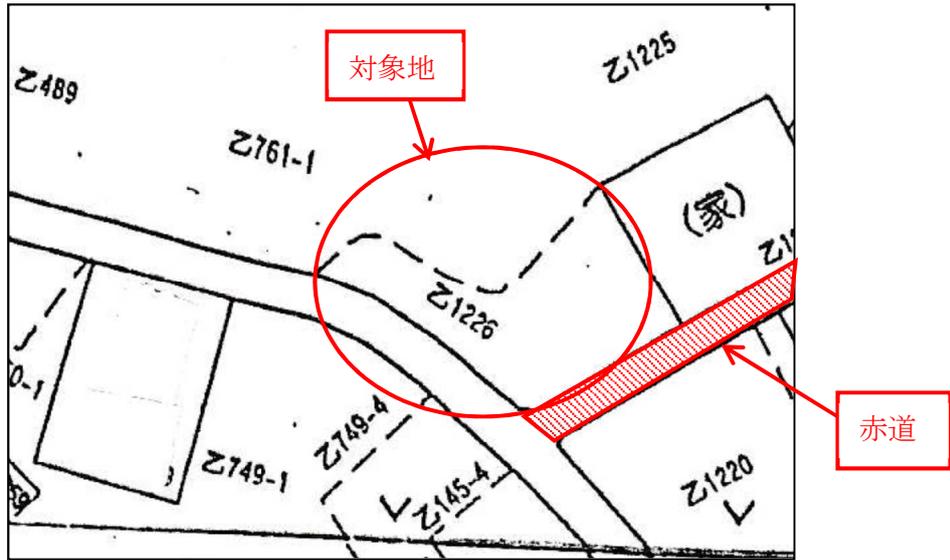


冬季時



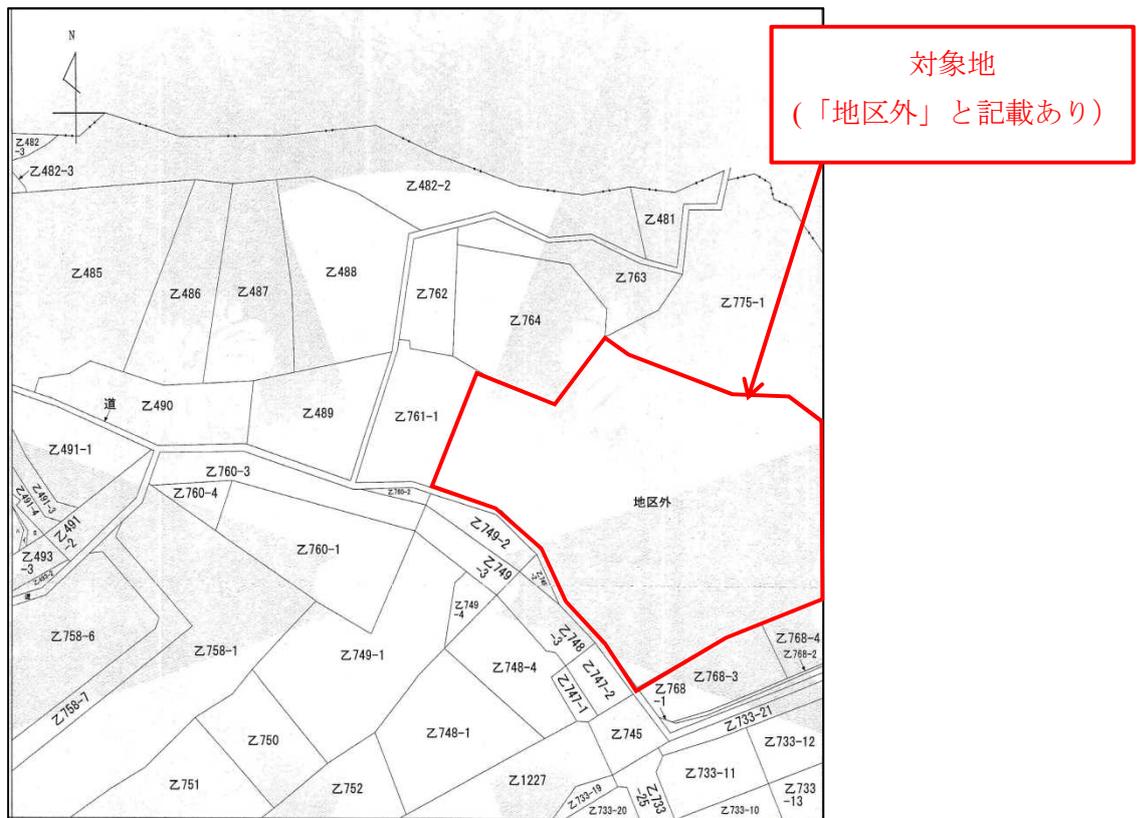
雪の重みで竹が全面道路に覆いかぶさるようになっている。

図表 4 土地の現況写真

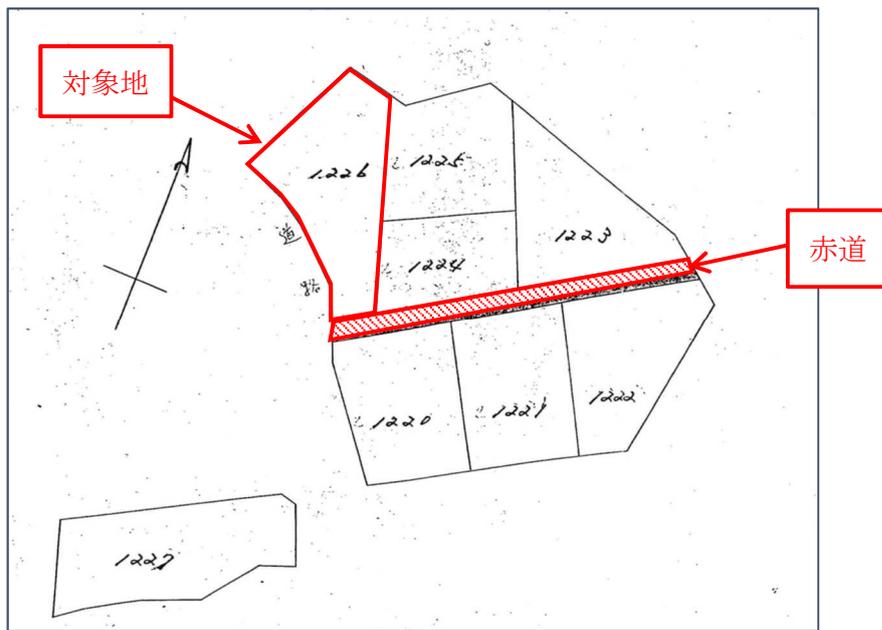


(赤文字、赤色図は筆者加筆。出典：株式会社 刊広社 加茂市・田上町住宅明細図
地籍版第1版 令和1年5月発行)

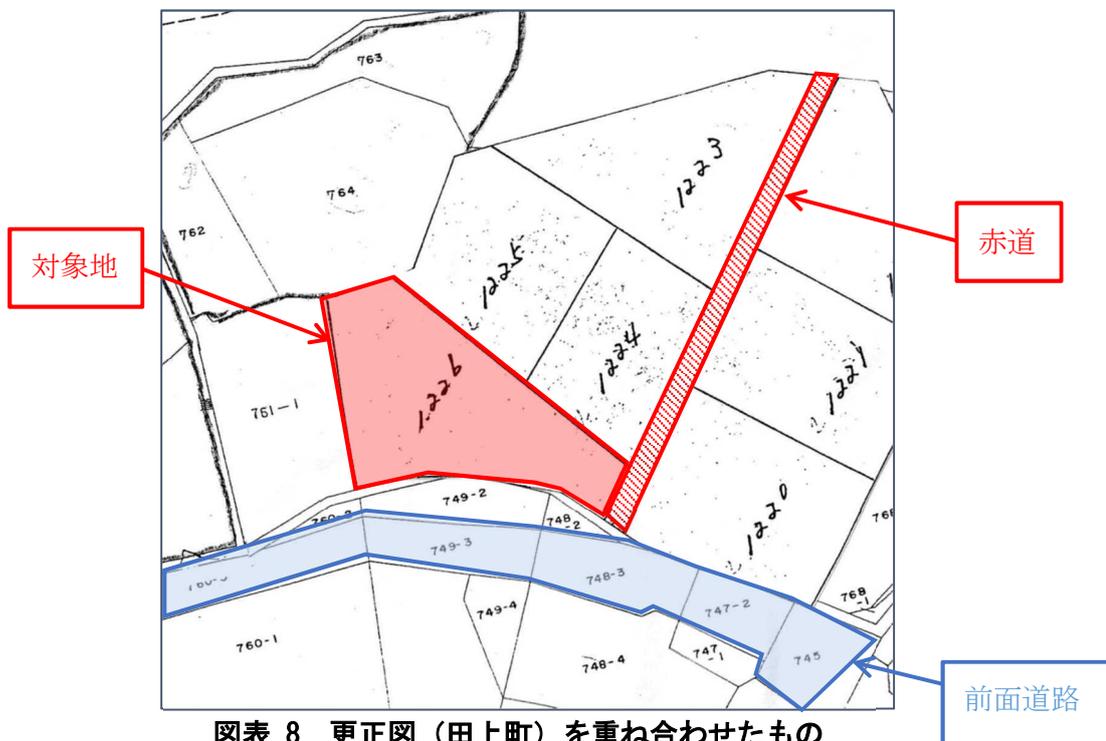
図表 5 土地の位置図



図表 6 登記所備付地図



図表 7 更正図 (田上町)



図表 8 更正図 (田上町) を重ね合わせたもの

(5) 取組（活動）の内容

① 地域での合意形成

1) 活動の概要と結果

令和元年度から対象地周辺住民及び担当区長へ適宜説明を行っている。弊会は対象地の利用を土地の形状を変えず、民間団体へ整備、管理を委託する内容を考慮し、対象地に隣接し、影響を受けていると思われる住宅4軒へ戸別訪問で説明を行っている。戸別訪問での説明は、弊会の理念でもある顧客一人ひとりへ丁寧な対応を心掛けるとともに、個別で説明を行うことで、理解と納得を得られやすいと考えた。大勢の周辺住民を集めることは、個別に理解が行き届きにくく、自宅近くでなにかが行われるという不安を募らせる可能性もある。よって弊会は前出民間団体の従来からの説明方法を尊重し、そのやり方に倣う形で住民説明を行っている。

対象地周辺住民及び担当区長へは随時説明を行っていく予定である。なお、周辺住民及び担当区長からは本事業に賛同いただいている。

2) 活動によって得られた成果・知見

弊会が本事業継続について町へ報告した際、町から県へ情報共有されており、関係各所と連携が図れていると考えられる。

周辺住民への説明は令和元年度には複数日かけて住民への接触を図ったという経緯があったが、今年度は滞りなく回ることができた。

② 所有者探索

1) 活動の概要と結果

【戸籍調査】

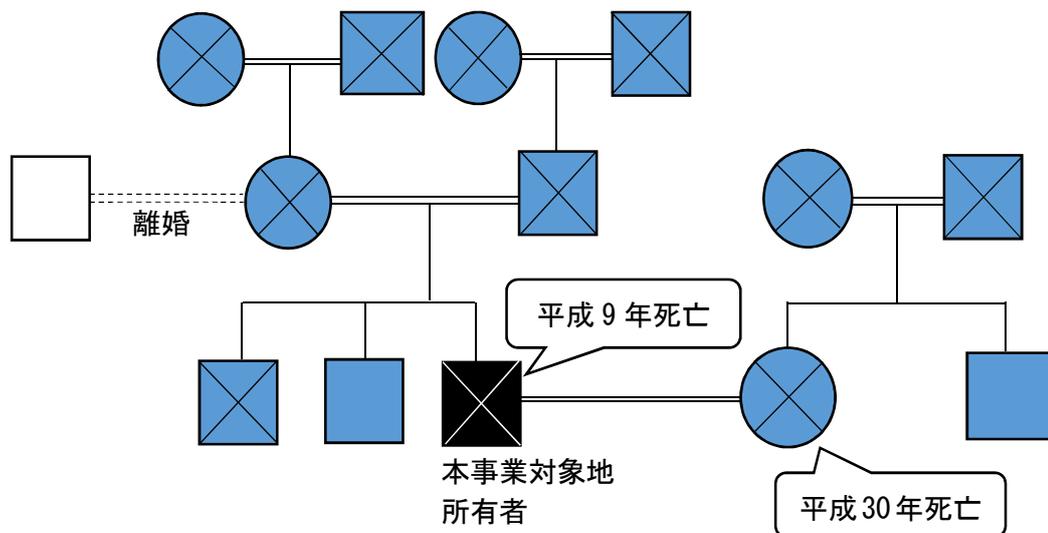
戸籍調査は今年度町から証明書を3回発行していただき、戸籍収集を行った。

ア) 対象地所有者の戸籍及び戸籍の附票を請求し、所有者及び所有者の両親の死亡の事実を確認した。戸籍の附票は市町村で作成される前に所有者が亡くなっていたため、取得不可であった。

イ) 所有者には配偶者がおり、所有者の戸籍調査では所有者死亡後、配偶者は他市町村へ転籍していたため調査を行った。戸籍及び戸籍の附票を確認したところ、配偶者は転籍後、亡くなっており所有者との間に子ども

はいなかった。なお配偶者の両親の死亡の事実も確認した。

ウ) これまでの戸籍調査から、所有者と配偶者及び両者の両親が亡くなっている事実を確認したため、所有者の直系尊属にあたる祖父母の調査に移った。結果祖父母はすでに亡くなっていたことを戸籍で確認した。戸籍の附票は市町村で作成される以前に亡くなっていたため、取得不可であった。



図表 9 親族関係図

令和2年度末までに判明している本事業対象者所有者の親族関係図である。

□は男性、○は女性、「×」は戸籍上死亡の事実を確認済、青色は法定相続人を示している。

【対象地に建てられている立入禁止看板への対処】

昨年度から対象地に建てられていることを確認していた立入禁止看板が今年度6月、1つ増設されており、計2つ設置されていることを確認した。連絡先の記載はどちらの立入禁止看板にもない。

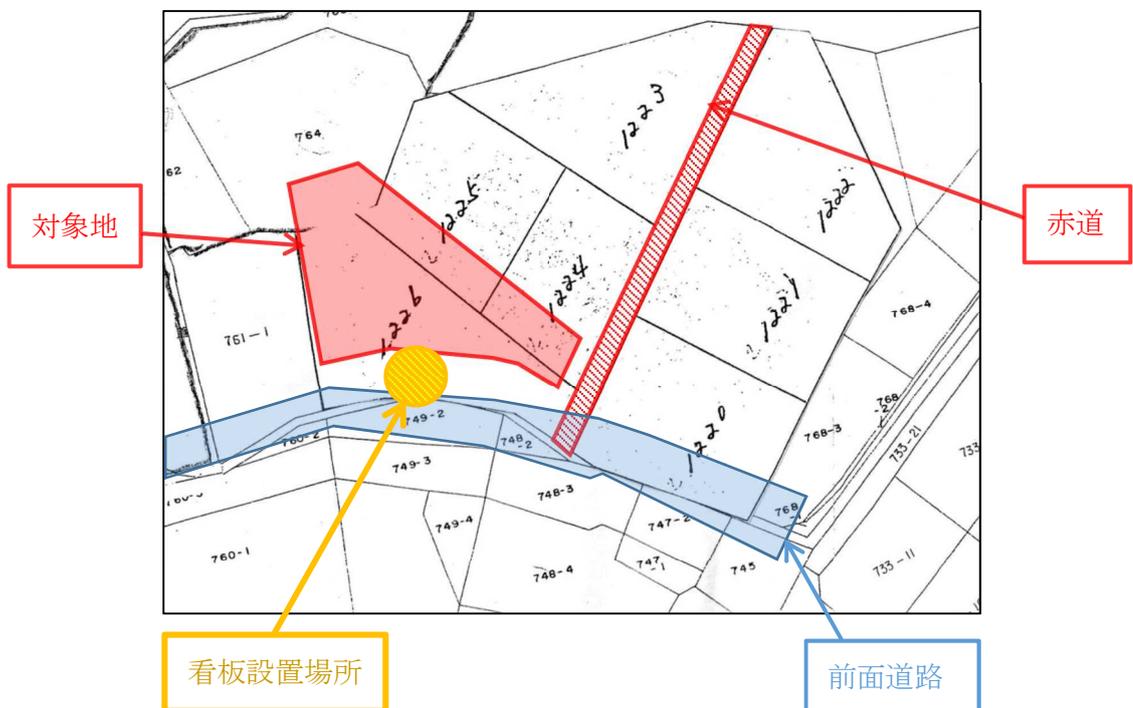
町担当者が対象地を確認し、立入禁止看板に貼られているシールをもとに警備会社へ連絡したが、警備会社が契約している場所ではないとの回答を得た。なお町も建てた者について不明という。

今年度、周辺住民へ説明に伺った際、たけのこが収穫できる春ごろに何者かが出入りしているとの情報を得た。所有者の関係者とみて、弊会は出入りしている者へ

対して連絡をしてもらうよう対象地周辺の土地を一部借りて看板を設置することとなった。（図表 10 参照）

【相続財産管理人調査】

所有者調査について国土交通省 土地・建設産業局 土地政策課（以下、「国交省」と表記）からの御助言をいただき、所有者の相続財産管理人選定の有無を調査した。管轄する新潟地方家庭裁判所三条支局に問合わせたところ、現在（令和3年1月時点）所有者に関する相続財産管理人の申立て及び相続放棄の手続きは行われていないと回答を得た。



図表 10 看板設置場所 位置図



図表 11 看板設置の様子(令和3年3月5日撮影)

お知らせ

この看板の裏側の竹林について

情報提供していただける方を探しています。

例:この土地を利用されている方、所有権をお持ちの方等

弊会では対象地の竹林を適正管理し、
地域交流の場へ活用したいと考えております。
情報をお持ちの方は下欄問合せ先まで御連絡ください。

問合せ先



一般社団法人みどり福祉会

住所/〒959-1512 田上町羽生田乙635番地15
(たがみ行政手続事務所内)
営業時間/月曜日から金曜日(祝日除く)午前9時から午後5時

☎0256-64-7199

※所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(国土交通省平成30年法律第49号、平成30年6月6日成立、令和元年6月1日全面施行)に基づく所有者調査を行っております。

2021年2月18日 (一社)みどり福祉会 様 野立て看板 サイズW900mm×H600mm

図表 12 看板掲載内容

2) 活動によって得られた成果・知見

【戸籍調査】

図表9から、戸籍調査で所有者が配偶者よりも先に亡くなっているため、民法上配偶者は相続人にあたる。配偶者の死亡の事実を確認し、死亡時に両親はすでに亡くなっていたため、所有者の持ち分を持った配偶者の相続人は兄弟姉妹となる。兄弟姉妹は県外へ分籍したことまで判明している。

一方所有者の母親は一度婚姻しており離婚後、所有者の父親と再婚している。婚姻期間は2年だが、子どもがいた場合、所有者の兄弟にあたる者となり、相続人となるため令和3年度、配偶者の兄弟姉妹の調査とともに引続き戸籍調査を進める。

【対象地に建てられている立入禁止看板への対処】

対象地に建てられた看板について、周辺住民が建てたものではなく、何者かが建てたものと令和2年度中間報告会（令和2年度「所有者不明土地対策の推進に向けた先進事例構築モデル調査」第3回有識者検討会・中間報告会）にて報告したところ、委員から積極的な調査を行うよう御助言をいただいた。そのことを受け、弊会では所有者と何らかの関係がある者とみて出入りしている者へ接触をはかるため、弊会の連絡先を記載した看板を建てることにした。対象地には建てられないため、周辺の土地を一部借りることとなった。設置する土地の所有者には御説明し理解を得られたため、令和3年3月、設置を完了した。設置期間は国交省から地域福利増進事業ガイドライン（令和元年6月 国土交通省土地・建設産業局 以下、「ガイドライン」と表記）上、所有者に接触するための確認期間が約1か月と考えられるため、1か月と御助言いただいた。そのことを踏まえ、町へ相談したところ、戸籍調査を行っている期間（＝1か月以上）がよいのではと提案を受けた。弊会は上記意見に基づき、戸籍調査期間とたけのこが収穫できる時期を見越して6か月間の設置期間とした。

3) 実施における課題

【戸籍調査】

- ・1つの公募類収集のために証明書交付請求書とともに添付書類を揃えるには時間と労力を要するため改善を望みたい。戸籍調査を進めるにつれ、これまで取得した戸籍類を添付しなければならないため量が増加する。法務局で発行されている法定相続情報のような1枚で戸籍の提出に代わるものがあればよいと考える。

③ 補償金算定

1) 活動の概要と結果

令和元年度に不動産鑑定士から補償金の算定がされたため、令和2年度には特に動きはなかった。来年度、土地家屋調査士から境界確認がされ、地積に変化があった場合には補償金の再算出を依頼する予定となっている。

2) 活動によって得られた成果・知見

令和2年度の間接報告会、成果報告会（令和2年度 「所有者不明土地対策の推進に向けた先進事例構築モデル調査」第4回有識者検討会・成果報告会）を受けて、所有者から土地の返還を求められた際に補償金の金額で十分かどうかという検討が必要かと思われる。

3) 実施における課題

- ・法律上、所有者不明土地事業をする際には不動産鑑定士に依頼することが決められているが、地方の場合、不動産鑑定士費用が補償金額より高いと経済的負担が大きい。
- ・補償金の金額が都会と地方で大きな差がある。都会と地方で基準額を設けてよいかと考える。

④ 事業計画作成

1) 活動の概要と結果

令和2年度は事業計画作成まで至らなかった。

2) 活動によって得られた成果・知見

裁定申請書類の作成は、事業を進めていく中で形作られていくもののため、関係書類は常に都道府県へ提出する書類として作成するとよい。

(6) 取組内容のまとめ

① 本取組で得られた成果・知見

- ・戸籍調査は法定相続人の調査となるため、民法の知識が必要となる。国交省から出されているガイドラインでも所有者調査範囲を例で示されているが、補いきれない部分もあり、専門家（司法書士、行政書士等）の意見が必要である。
- ・裁定申請により使用権の許可を出すのは都道府県になるため、対象地がある市町村と都道府県への打合せは密に行い、指導いただくことでより公共性の高い事業となる。

弊会は本事業に取組み2年が経過したが未だに所有者は判明していない。日本全国で問題となっている所有者不明土地問題は、相続したがしばらく使わずに次の代へ引き継がれてしまうことや、共有で相続したが共有者と疎遠になってしまう等、家族関係の希薄化、少子高齢社会が要因と考えられる。弊会の本事業も対象地について登記が更新されておらず、所有者が亡くなってから20年以上放置されている。相続人を辿っていくと所有者から遠い親族となり、相続人にたどり着いたとしても所有者のことは知らない世代になっている可能性が高い。そしてこうした出来事で誰もが遠い親族となり、相続人になり得る恐れがあることを多くの人々が知っておく必要がある。こうした所有者不明土地問題について、普及のためにも弊会は事業について講演依頼等があった際には積極的に行っている。

令和2年度は北陸地区所有者不明土地対策連携協議会と新潟県行政書士会で発表、研修の他、株式会社読売新聞東京本社新潟支局及び株式会社新潟日報社三条総局からの取材に対応した。行政書士の世界では予防法務という言葉があり、法的紛争が起こる前に起こり得る事象を想像し、対策をしていくという。弊会の取組みを積極的に公に発信することは、所有者不明土地の弊害等を多くの人に伝える予防法務の一助となるだろう。合わせて所有者不明土地法による地域福利増進事業が広まることで、公的な手続きを踏んだ上での空き地の有効活用ができるようになる。



図表 13 北陸地区所有者不明土地対策連携協議会での発表

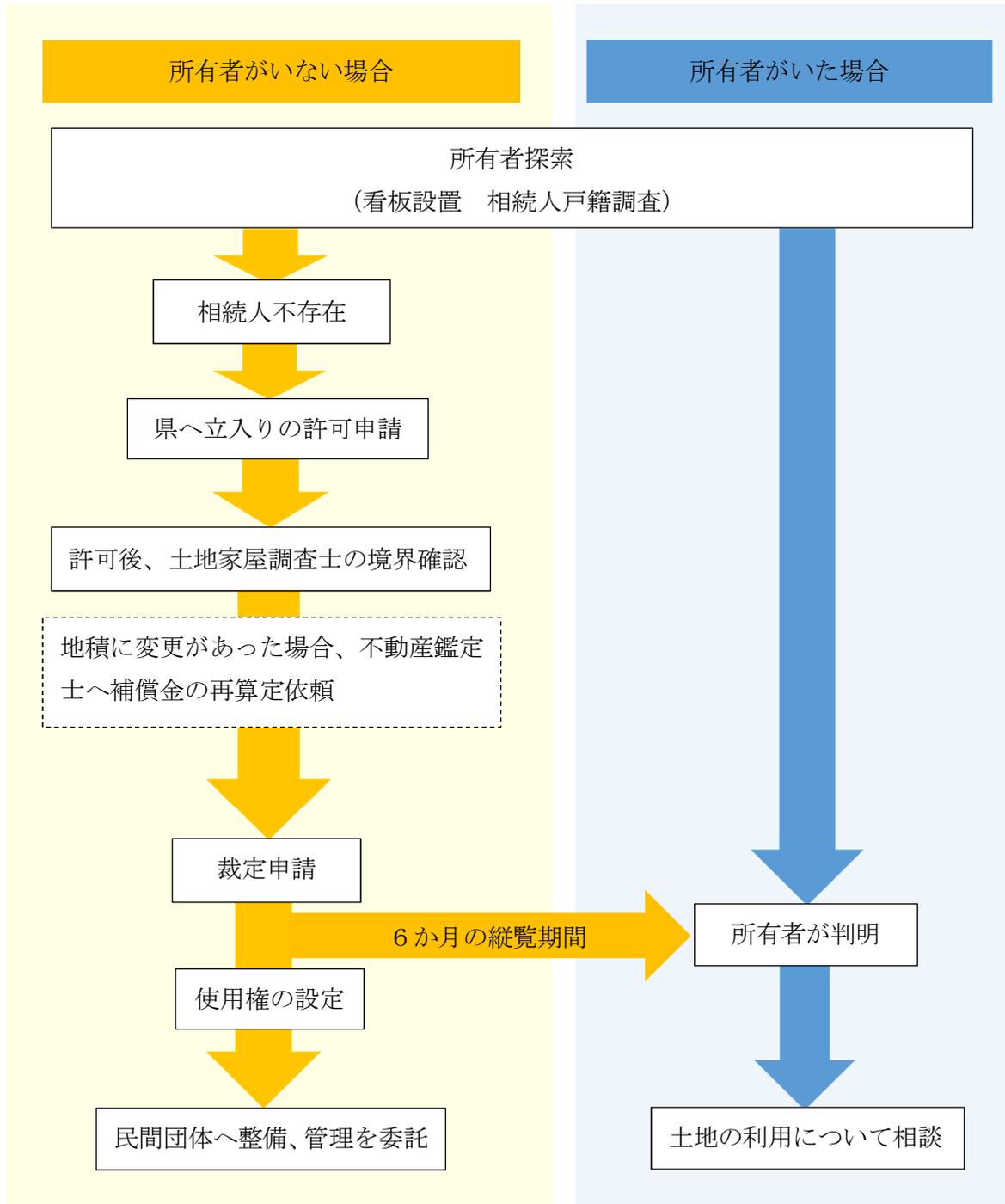


図表 14 新潟県行政書士会での研修

② 本取組の課題

- ・ 地域福利増進事業を行うための調査及び手続きには時間と経済的負担がかかるため、長期間の実施計画が必要である。
- ・ 補償金が都会と地方では差がある。都会と地方で基準を設けてよいかと考える。
- ・ 地方の場合、不動産鑑定士費用が補償金額よりも高い場合、経済的負担が大きい。

③ 今後の取組の見通し・スケジュール



図表 15 今後の取組みの見通し